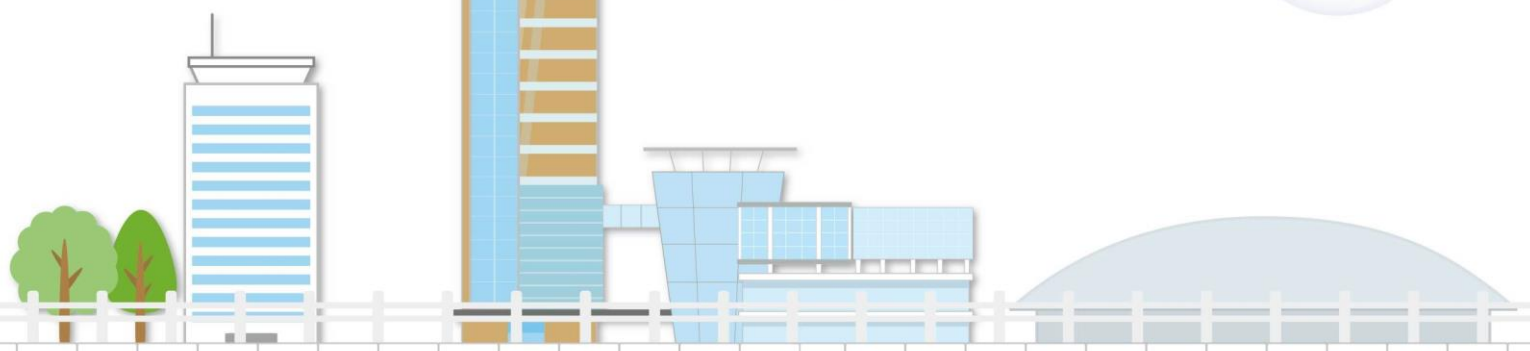
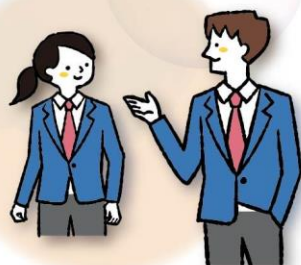


高松市こども計画

令和7年度 ➡ 令和11年度

すべての子ども・若者が 健やかに成長し
笑顔かがやくまち たかまつ



令和7年3月
高松市



1 | 計画策定の背景

子どもや若者を取り巻く環境や国・社会は大きく変化しており、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大、若者の就労や結婚などの問題も顕在化しています。

近年の国の動向としては、令和5年に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。

県の動向としては、令和2年3月に「第2期香川県健やか子ども支援計画」、「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、支援や対策を推進してきました。

2 | 計画策定の目的

この度、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」及び「高松市子どもの貧困対策推進計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、社会情勢や国の動向を踏まえ、引き続き、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実等を図るため、『高松市こども計画（令和7年度～11年度）』を策定します。

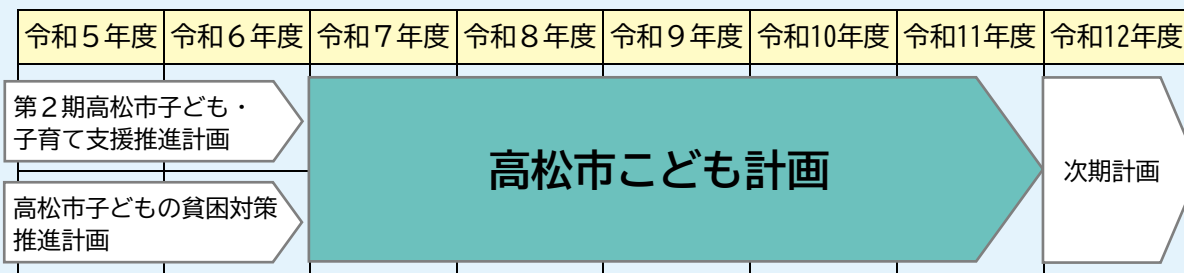
3 | 計画の位置づけ

本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」、「高松市子どもの貧困対策推進計画」、「市町村子ども・若者計画」を包含して、「市町村こども計画」として一体的に策定するものです。

4 | 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間



5 | 基本理念

本計画では、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」及び「高松市子どもの貧困対策推進計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と「第7次高松市総合計画」に掲げる目標の実現に向けて、「すべての子ども・若者が 健やかに成長し 笑顔かがやくまち たかまつ」を基本理念とし、子ども・若者や、子育て世帯が、夢と希望を持ち、安心して暮らせるまちを目指します。

【 基 本 理 念 】

**すべての子ども・若者が 健やかに成長し
笑顔かがやくまち たかまつ**

6 | 数値目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、数値目標を定めます。

高松市は「子育てしやすいまちだと思う」
(どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思うを含む) 人の割合

区分	平成 25 年度 ニーズ調査	平成 30 年度 ニーズ調査	令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
就学前児童の 保護者	48.4% (39.9%)	84.7%	75.8%	90.0%
小学生の 保護者	45.0% (40.4%)	82.8%	75.4%	85.0%

注記：平成 25 年度は、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の 4 択であり、() 内は「どちらともいえない」と回答した割合

「生活に満足している」と思う子どもの割合

区分	令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
小学生本人	73.1%	80.0%
中学生本人	63.7%	70.0%
高校生本人	54.4%	70.0%

若者（18～39 歳）の、「自分が幸せだと思う」
(どちらかと言えばそう思うを含む) 人の割合

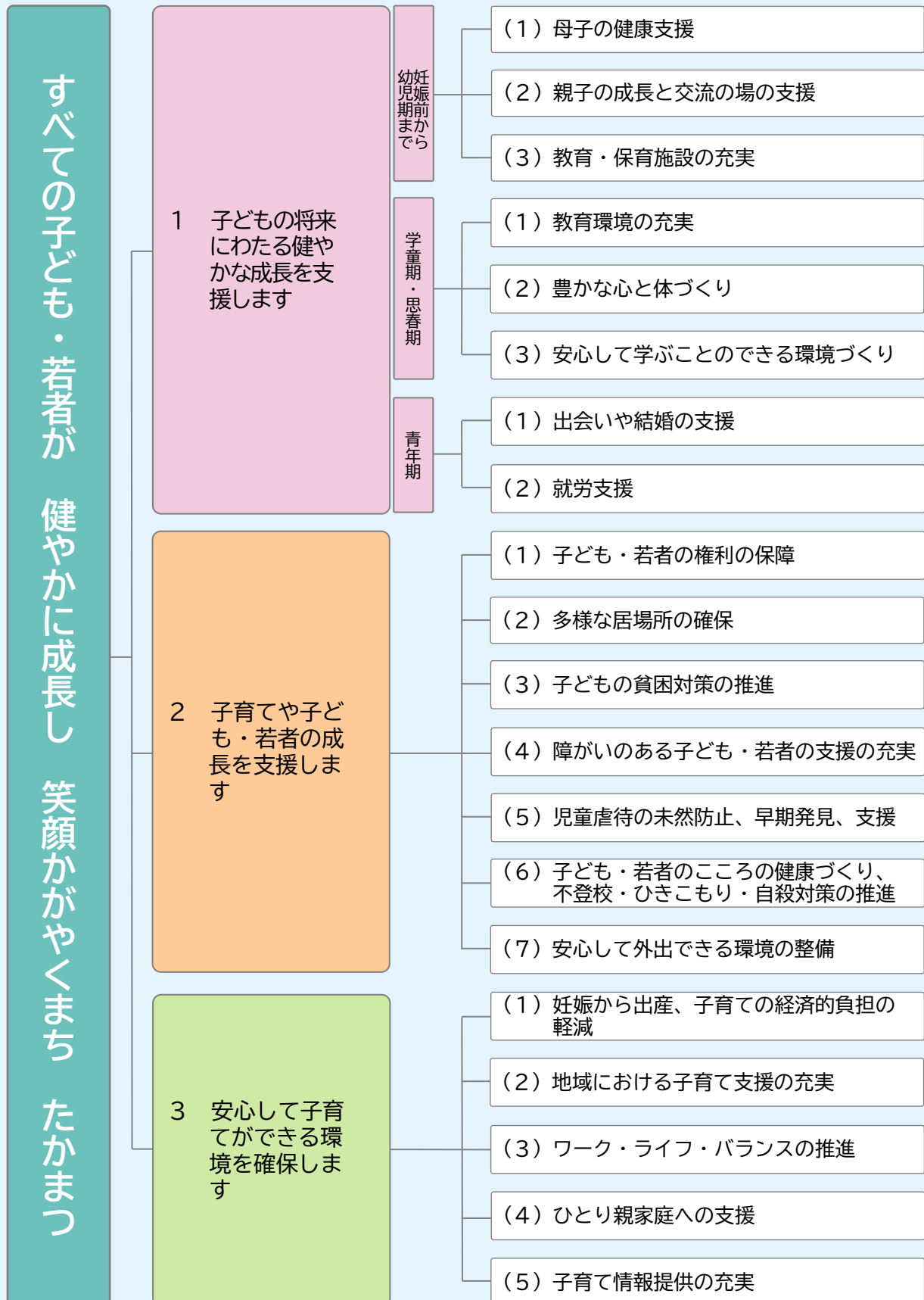
令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
87.7%	90.0%

7 | 体系図

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕



8 | 基本目標

基本目標（１）子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します

妊娠前から幼児期まで

① 母子の健康支援

【主な事業】

- ・こども家庭センター事業
- ・産婦健康診査事業

② 親子の成長と交流の場の支援

【主な事業】

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・動物とのふれあい事業

③ 教育・保育施設の充実

【主な事業】

- ・公立保育所・幼稚園施設整備事業
- ・保育士確保対策事業

学童期・思春期

① 教育環境の充実

【主な事業】

- ・中学生と乳幼児とのふれあい事業
- ・こども未来館学習体験事業

② 豊かな心と体づくり

【主な事業】

- ・健康相談事業
- ・喫煙・飲酒、薬物乱用対策事業

③ 安心して学ぶことのできる環境づくり

【主な事業】

- ・放課後子ども教室事業
- ・連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業

青年期

① 出会いや結婚の支援

【主な事業】

- ・婚活イベント等の情報提供
- ・香川県結婚支援連絡会議への参加

② 就労支援

【主な事業】

- ・高松市大学生 UII ターン就職支援事業
- ・高松市奨学金返還支援事業

基本目標（２）子育てや子ども・若者の成長を支援します

① 子ども・若者の権利の保障

【主な事業】

- ・子どもの権利の普及・啓発事業
- ・「こども・若者のご意見箱」の設置

③ 子どもの貧困対策の推進

【主な事業】

- ・学習支援事業
- ・自立相談支援事業

⑤ 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

【主な事業】

- ・要保護児童対策事業
- ・こども家庭センター事業（再掲）

⑦ 安心して外出できる環境の整備

【主な事業】

- ・高松市通学路交通安全プログラム
- ・市民活動団体と健全育成団体との連携

② 多様な居場所の確保

【主な事業】

- ・児童館管理運営事業
- ・子ども食堂等支援事業

④ 障がいのある子ども・若者の支援の充実

【主な事業】

- ・障がい者・児相談支援事業
- ・障害児通所支援事業

⑥ 子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進

【主な事業】

- ・若者育成支援推進事業
- ・ひきこもり支援推進事業

基本目標（３）安心して子育てができる環境を確保します

① 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

【主な事業】

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 子ども医療費助成事業

② 地域における子育て支援の充実

【主な事業】

- ・ 地域まちづくり交付金事業
- ・ 高松型地域共生社会構築事業

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

【主な事業】

- ・ 相談事業（女性のための就労相談）
- ・ 放課後児童クラブ事業

④ ひとり親家庭への支援

【主な事業】

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・ 就労支援に関するイベントの開催

⑤ 子育て情報提供の充実

【主な事業】

- ・ 子育て支援総合情報発信事業
- ・ 食に関する情報発信事業

９ 量の見込みと確保方策

（１）教育・保育の量の見込みと確保方策

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

単位：人

		1号	2号		3号		
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み	2,216	844	6,179	575	1,810	2,125
	確保の内容	6,888		6,658	1,240	1,978	2,212
令和8年度	量の見込み	2,142	819	5,977	585	1,896	1,997
	確保の内容	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
令和9年度	量の見込み	2,036	780	5,681	596	1,859	2,092
	確保の内容	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
令和10年度	量の見込み	1,976	760	5,518	609	1,826	2,053
	確保の内容	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
令和11年度	量の見込み	1,955	751	5,450	622	1,800	2,020
	確保の内容	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業		事業概要	量の見込み（上段） 確保策（下段）		
			令和5年度	令和9年度	令和11年度
利用者支援事業 （か所）	①基本型	児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。	4	4	4
	②地域子育て相談機関		4	4	4
			4	4	4
	③こども家庭センター型		—	8	8
			—	8	8
	時間外保育事業 （延長保育事業） （人）		保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業です。	5,267	5,953
5,267		5,953		5,757	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（人）	授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	5,610	6,268	6,398	
		5,517	6,235	6,398	
子育て短期支援事業 （人日）	◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。	328	352	360	
	◎夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。	328	352	360	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（人）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	2,689	2,639	2,569	
		2,606	2,639	2,569	
養育支援訪問事業 （人）	保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。	25	48	59	
		25	48	59	
地域子育て支援拠点事業（人回）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	57,903	62,627	65,463	
		57,903	62,627	65,463	
一時預かり事業 （人日）	①幼稚園型	193,340	171,834	167,165	
		193,340	171,834	167,165	
	②一般型・余裕活用型	9,807	8,324	8,203	
		9,807	8,324	8,203	
病児保育事業 （人日）	病児対応型	9,230	8,959	8,840	
		8,741	8,959	8,840	
	体調不良児対応型	201	390	390	
		201	390	390	
ファミリー・サポート・センター事業 （人日）		育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、育児の援助を行う事業です。	9,934	10,615	10,898
			9,934	10,615	10,898

事業		事業概要	量の見込み（上段） 確保策（下段）			
			令和5年度	令和9年度	令和11年度	
妊婦健康診査事業（人）		安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。	2,669	2,639	2,569	
			2,669	2,639	2,569	
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）（新規事業）（人日）	0歳児（延べ人数）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠（10時間（仮定））の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。	—	216 [18人日/月]	504 [42人日/月]	
			—	216 [18人日/月]	516 [43人日/月]	
	1歳児（延べ人数）		—	180 [15人日/月]	432 [36人日/月]	
			—	204 [17人日/月]	540 [45人日/月]	
	2歳児（延べ人数）		—	144 [12人日/月]	348 [29人日/月]	
			—	204 [17人日/月]	924 [77人日/月]	
産後ケア事業（新規事業）（人日）		心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業です。	—	1,138	1,107	
			—	1,138	1,107	
子育て世帯訪問支援事業（新規事業）（人日）		訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。	—	1,600	1,600	
			—	1,600	1,600	
親子関係形成支援事業（新規事業）（人）		親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、悩みについて情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の育成に向けた支援を行う事業です。	—	14	14	
			—	14	14	
児童育成支援拠点事業（新規事業）（人）		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	—	27	27	
			—	27	27	
妊婦等包括相談支援事業（新規事業）（回）		全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援を継続的に実施し、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつける事業です。	妊娠届出数（人）	2,669	2,639	2,569
			1組当たり面談回数	2	3	3
			面談実施合計回数	5,338	7,917	7,707
			こども家庭センター	3,547	6,191	6,027
			上記以外で業務委託	1,737	1,726	1,680
※令和5年度は出産・子育て応援給付金給付事業による実績値						

10 | 計画の推進と点検・評価

本計画は5年を1期とし、教育・保育事業や地域支援事業の「アウトプット評価」とともに、利用者視点での「アウトカム評価」を行い、数値目標を設定します。毎年、進捗状況を公表し、PDCAサイクルを確立して計画の実効性を高め、事業効果を明確化します。

高松市こども計画（概要版）

令和7年3月

発行：高松市

編集：高松市役所 健康福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

T E L 087-839-2354 F A X 087-839-2379

